



働き方改革関連法のお知らせ

厚生労働省では、4月1日から施行される働き方改革関連法に対応した36協定などのリーフレットを作成しました。詳細は厚生労働省または北海道労働局HPをご覧ください。また、苫小牧労働基準監督署で働き方改革への取り組みをはじめとした相談を受け付けていますので、ご利用ください。

北海道労働局 011(709)2311 苫小牧労働基準監督署 011(739)7396 市工業・雇用振興課 011(643)6432

市税徴収業務の一元化について

4月1日より、国保課で行っていた国税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の納税相談、滞納処分業務は納税課(市役所2階30番窓口)で行います。その他の業務については変更ありません。  
 国保課 011(642)6426 納税課 011(627)6274

国民健康保険からのお知らせ

①税率が改正になります

北海道に国保事業費納付金を納めるため、平成31年度より税率を改正します

旧保険税率			
分/方式	所得割	均等割	平等割
医療分	8.22%	17,700円	30,700円
支援分	2.5%	7,300円	5,800円
介護分	2.23%	6,800円	6,400円

↓

新保険税率			
分/方式	所得割	均等割	平等割
医療分	7.88%	16,700円	29,900円
支援分	2.81%	8,600円	6,600円
介護分	2.23%	6,800円	6,400円

※介護分については変更ありません

②課税限度額が改正になります

所得に応じた保険税負担の公平性を確保するため、平成31年度より課税限度額を85万円から89万円に改正します

③国民健康保険への届け出をお忘れなく  
 上記のようなときは、14日以内に手続きをしてください

職場の健康保険・後期高齢者医療制度に加入している方、生活保護受給者を除く全ての市民 ※各手続きにはマイナンバーと身分証明書の提示が必要

こんなとき	届け出に必要なもの
職場の健康保険をやめたとき	印鑑、職場の健康保険をやめた証明書
転入したとき	印鑑、前年の収入が分かるもの
国保加入者が転出や転居したとき	印鑑、国保の保険証
国保加入者が職場の健康保険に加入したとき	印鑑、国保と職場の健康保険の両方の保険証(世帯全員分)
国保加入者が進学などで転出するとき	印鑑、国保の保険証、在学証明書(入学前は合格通知書または入学許可書)、在園証明書(施設入所者の場合)

※国保の資格は健康保険の喪失(脱退)日や転入日などから取得し、その月の分から保険税がかかります。手続きが遅れた場合、さかのぼって保険税の支払い義務が発生しますのでご注意ください

④国保税の支払いが困難になったら、早急に相談を

国保税の未納が積み重なり、納税相談にも応じないなどの世帯には、やむを得ず財産の差し押さえや、保険証の返還を求めることがあります。国保税を支払えない事情ができたときは、早急に相談してください

国保課 ①②③ 011(642)6418 ④ 011(642)6426

国民年金からのお知らせ

■障害年金を「こ存じ」ですか

障害年金は、病気やけがによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、現役世代の方も含めて受け取ることができる年金です。病気やけがで初めて医師の診療を受けたときに国民年金に加入していた場合は「障害基礎年金」、厚生年金に加入していた場合は「障害厚生年金」が請求できます。なお、障害年金を受け取るには、障害の程度が一定の基準以上の状態にあることや年金保険料を一定の期間納付していることなどの受給要件があります

■国民年金の任意加入制度について

60歳までに老齢基礎年金の受給資格期間(10年)を満たしていない場合や、40年の納付済期間がないため老齢基礎年金を満額受給できない場合であって、厚生年金・共済組合に加入していないときは、60歳以降でも国民年金に任意加入するこ

広告